

平成 2 8 年 1 2 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 28 年 12 月 21 日 (水曜日)

平成28年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年12月21日(水曜日) 午後3時00分～午後4時40分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第94号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第95号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第96号 非農地証明願いに係る証明について

議案第97号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 28 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は 17 名です。15 番、持留委員から欠席の届けがありました。よって 18 名中 17 名の出席ですので、総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8 番の瀬崎委員と 9 番の松山委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。議案第 93 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 4 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、4 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 93 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1 番、徳留です。

議長： 1 番、徳留委員。

1 番： 12 月 14 日、譲受人の〇〇さんと現地を調査しました。現地は、地図を見てもらうと分かりますが、〇〇の東側の道路を南側、山手の方に 200m ぐらい入った右側の 3 番目の水田です。状況は、きれいに管理されており、今は〇〇の種が蒔いてありました。調査の意見としまして、譲受人は〇〇の〇〇を営んでおり、隣接地、〇〇地区についてはほとんどですが、耕作されており、今回の権利取得については何ら問題はないと思われまます。皆様方のご審議方よろしくお願いたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 93 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 93 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 93 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 93 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： はい。

議 長： 7 番、半田委員。

7 番： 12 月 14 日、譲受人の〇〇さんと調査いたしました。現地の〇〇〇の〇〇自治公民館の道路を挟んですぐ前にあります。現在も〇〇さんが〇〇を植えております。譲渡人の〇〇さんは町外への転出の予定もあり、農地を長年管理されていた〇〇さんに最初は贈与したいという話しもありましたが、少しでもお金をとということで、今回の申請になったところでありまして、〇〇さんは地域でも〇〇を〇〇されており、畑もきれいに管理されておりまして、問題はないと思われまして、皆様方の審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： 10a 当たり〇〇円。そんなものですか。

7 番： いいえ。最初はあげたい、譲りたいという話しでしたが、少しでも、ということでこの金額になっております

議 長： 通常は。

7 番： 通常は、もっとすると思われまして。場所が良いですから。

事務局： 全部で〇〇で。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 93 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 93 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 93 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 93 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9 番： はい。

議 長： 9 番、松山委員。

9 番： 土地は、〇〇団地の中ほどにありまして、〇〇自治会への入口を右の方、川沿いに入って 2 枚目になります。譲受人は、稲作と冬場は〇〇と〇〇を耕作しておりまして、土地は本人の所有分の横にありまして、畦畔を除去し一枚にして耕作されており、現在は〇〇の植え付けがしてありました。今後もしっかりと耕作されると思われまますので、何ら問題はないと思われまます。審議についてよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 93 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 93 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 93 号 受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 93 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9 番： はい。

議 長： 9 番、松山委員。

9 番： 先ほどと同じ〇〇団地にあるものですが、〇〇から〇〇の方へ 150m ほどのところを右に行ったところにあります。川から 2 枚目となっております。今は、〇〇の〇〇の刈取り後で、今後は、また、〇〇等を植え付けるとのことでした。譲受人は、施設園芸の〇〇を主として作付けしておりまして、今後もしっかりと耕作されると思われまますので、

何ら問題はないと思われます。審議についてよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

議 長： 先ほどの件と、〇〇の違いはなんですか。

9 番： 詳しいことは、分かりませんが。

議 長： 皆さん方、何かございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 93 号 受付番号 4 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 93 号 受付番号 4 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 94 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12 ページをお開きください。

(議案第 94 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 3 番： はい。13 番、野村です

議 長： 13 番、野村委員。

1 3 番： 15 ページの地図ですが、少し現状と違いますが、これは、この前 3 条の案件で出たところの分だと思ひますが。

事務局： これは、住宅地図で印刷したものですから、現状と合っていない部分もあろうかと思ひます。

1 3 番： わかりました。この申請につきましては、12 月 14 日に徳留委員、横原委員、溝端委員、事務局 2 名におきまして、現地を調査いたしました。先ほども申しましたとおり、今回の申請は月の定例総会にて農地法第 3 条の規定による許可申請のあったところの〇〇の畑についての件であります。現況は、畑地として使用してありますが、〇〇等が植えられておりました。申請者は、〇〇が今までの〇〇は台風の被害にあったことから、

今回、倉庫兼作業場を建設するための申請となっております。意見としましては、現地は農振除外地となっております、問題はないと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 94 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 94 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 95 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、21 ページの議案第 95 号の議案書をご覧ください。  
町長から農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められています。  
議案第 95 号については 1 件です。受付番号 1 番の議案書をもとに説明します。

(議案第 95 号受付番号 1 番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告をもとめます。

16 番： はい。

議 長： 16 番、松山委員。

16 番： 12 月 14 日、事務局、溝端委員、松山委員、半田委員、愛甲委員と〇〇〇〇の代理人と現地調査を行いました。当該地は、通称〇〇〇と呼ばれている農地で〇地区、〇〇〇地区の農家が〇〇や〇〇、〇〇、〇〇などを栽培している畑作地域であります。ほぼ中央付近にあたりますが、1203 m<sup>2</sup>の全体に雑草が茂っており、近年、耕作されていた様子はありませんでした。近くには〇〇、〇〇の基地局があり、また、地域住民の要望も多く、電波状況の良いということ、周辺の農地の総合的な利用の確保に支障はないものと考えますが、皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 95 号 受付番号 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 95 号 受付番号 1 番は承認することに決定しましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第 96 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 32 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 4 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 96 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 徳留です。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 12 月 14 日に私と野村委員、横原委員、溝端委員、事務局で現地を調査いたしました。非農地証明と言えば山の中が出てきそうな感じでしたが、町の中のものが出てきて、びっくりしているのですが、〇〇の前を南側に行った左側ですが、〇〇の後ろ側にあたります。元は水田でしたが、湿田で説明にもありましたとおり、大潮時には海水が入り耕作ができずに、平成〇〇年頃に埋め立てておられます。少し石が多かったりするようで、耕作されずに、そのまま放置されております。隣接地も水田ですが、遊休農地となっております。意見としましては、申請者は高齢ではありますが、現地は草払いもされ、荒れていく状況ではなく、耕耘すれば耕作できるのではないかと思いました。農業振興地域は除外されております。隣接地も農地として残っていますが、非農地として適しているのか、皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

2 番： はい。よろしいでしょうか。

議 長： 2 番、有川委員どうぞ。

2 番： この周辺は、田んぼが中心なのでしょうか。また、耕作はされているのか。

1 番： 一応、田んぼです。ですが、35 ページの地図を見て、申請地の左側の田んぼも埋め立てて、今は駐車場として利用されております。右側についても埋め立てられております。その手前側は水田として残っておりますが、荒れており遊休農地となっております。

2 番： これから見ますと、雑木が生えたり木が生い茂っているとか、というところでもないし、言えば、管理をしっかりとされているような場所だと思いますので、また、〇〇さ



んは〇〇集落ですが、息子さんが今、帰ってきて農業もされております。ですから、畑として使える状況であれば、息子さんも居られるわけですから、出来ないことはない、いろんな使い方ができると思われませんが。この辺りを非農地にしてもいいものかと、少し疑問なところがあるのですが。

1 番： 埋め立てているけど、石が多かったです。

1 4 番： はい。いいですか。

議 長： 武田委員。どうぞ。

1 4 番： 農振が外れた時期とどのような理由だったのか。農振を外したのには何らかの理由があったと思うのだが。

1 番： 〇〇の東側の道路から入って、1 本目の十字路の区画の内側が全部外れている。農振除外地となっている。

事務局： 35 ページの地図の申請地と表示されているところですが、ここが〇〇地になっております。この〇〇地に以前、事業計画で施設を建設するとかの話があったおりに、外している。そのような状況であったと思っております。

1 4 番： この一帯は全部。

事務局： はい。この辺り一帯はほぼ外れている状況です。

1 8 番： はい。

議 長： 竹之内委員。どうぞ。

1 8 番： 〇〇月の〇〇の時など、〇〇の裏の一帯の水田は、道路まで20cm ぐらいは潮が上がる状態じゃないですかね。とにかく、この辺りはひどいですよね。恐らく、この辺りに限って、米を作ろうとか野菜を作ろうとかと考える人は恐らくいないと思います。農業を続けてもらいたいのであれば、盛土をしたり、そのような面倒を見て、何か良い方法をですね、そうでもしないと借りる人も本人もこの状態では、作れないのでは思います。むしろ、農業祭などの時には駐車場として使ったりするわけですから、非農地扱いや畑にするなど、考えてあげないと辺田からここまで来ての農業は無理だと思えます。

1 7 番： 難しい案件だが、ここは潮が問題ですよ。私も何年か前に見て、びっくりしました。こんなに潮が上がるのかと。いうぐらい、上がっていました

1 番： 調査の日も上がっておりました。

1 7 番： 米の発育状況も悪い感じで。

2 番： 現地は現在のところ問題ない。

1 番： 今は、潮は関係ない。

17番： 一つ手前の道路沿いなどは、湿田のすごい状態です。

1番： この手前の方、〇〇番地〇かな。これは農地パトロールで遊休農地としているが、役場から状況調査が届いたらしいです。そしたら、水路から海水が逆流するから耕作ができないということでした。

事務局： 私も現地調査に立ち会ったわけですが、景色を見ると非農地証明を出せるような状況ではありません。きれいに草も刈ってあり、ただ、石なんです。あそこに何を植えるのかとなったら、客土をしないと植えられないのでは、という状況ですので、ここで判断が難しいのであれば、皆さんに見ていただくか、それぐらいしかないかと思いますが。

2番： 元々、何か別な用途の目的のために盛土をしたのか、例えば、畑として。

1番： 目的はなかったような。海水が入ってくる場所だから。

2番： ただ、それだけ。しかし、石が入ったような土で盛土をしても。

事務局： 耕運機、トラクターを入れられる状態ではないと。

14番： 何か、目的があって埋め立てたのではなく、ただ、潮が入ってくるから埋め立てた。

議長： そういうことでしょう。

1番： たまたま、この南側の山手のほ場整備が始まって、その土が余るということで、入れられたと。いう話しでした。

いろいろなイベントがあるときに、駐車場として利用されております。〇〇の駐車場が入りきらない場合に、ここを駐車場に。

2番： 次の案件も一緒ですね。

1番： 一緒です。

14番： 地主が作る意思がないのに強制もできないが、現状のままで、農地ではないとは言えないですよと。

1番： 畑で何か作れと言っても。

17番： それは作れないでしょ。

1番： この辺りは、霜も強く、なかなかだと。

議長： 園芸作物は困難と。通常の野菜類とか、霜に強い野菜であればいいと思うが。

14番： どのくらいの石が入っているのか。

1番： 小石とか、非常に大きな石もありました。

14番： 土壌改良をしなきゃ、重機を入れて除去しなければという感じ。

17番： 駐車場として、何度か使われているから。

18番： 思い切って〇〇であの一带を〇〇してもらおうか。

1番： しかし、ここを非農地とした場合に、手前に2、3筆農地がありますが、その方々も申請を出される形になってくると思われる。

17番： 微妙なところですよ。

14番： 申請地と記載されている〇〇は何になっているのですか。

議長： ここの盛土が1mぐらいされている。

14番： ここの地目は何になっているのか。

事務局： 雑種地ですね。

事務局： 非農地でなく、まだ、転用ならですね。

11番： 11番、田中。

議長： はい、田中委員。

11番： 本人さんが、別に目的があるわけではないから、転用もできないですよ。非農地としての考え方がですよ、草が生えているから木が生い茂っているから非農地ということではなくて、こういう理由で非農地もあるのではと。潮が上がって作れない、それは農地じゃないのではないかと。いう考えもあると思います。申請人の〇〇さんが非農地証明をもらって何か考えているというのであれば、また、別ですが、状況を聞いた中では、別に草がきれいに払われているから農地だよ、ということでもないような気がする。言われたように、たまたま盛土した土地に石が入っていたというだけで、作れなかったのかもしれないが、現実的に自分たちが何か作るかと言えば作らんですよ。そのようなことを加味すれば、決して外見だけがきれいだから農地だよ。という考えじゃなく、実際に自分が何か作るかということを考えたときに、潮が上がってくるところでは何も植えたくはないですよ。それだったら、その周りも含めてですよ、今、誰か言われたように、農地パトロールの結果、通知が行ったと、本人さんも高齢だから管理もできないよ、というのであれば、隣接している農地に迷惑をかけないようであれば、私は認めて良いような気もしますが。

議長： はい。賛成という意見もございしますが、他にございせんか。条件としましては、海水が入って来るとい、作物にとっては最悪の条件下で、今までこの地域は米を植えられるなど、耕作されていたわけですが。

14番： 非農地を出された考え方というか、そのあたりをもう少し聞きたいとのですが。畑も全く作れない状態でもないような気がして、周りが農地であるのに埋め立てて石ころがあるだけで、農地じゃないと言われれば、最近、造成した団地でも石ころだらけの団地もありますよね。だから、聞きたいと。

事務局： ここにつきましては、農地パトロールを実施した結果に基づき、利用意向調査が発出

された農地であります。申請時に確認したところ、ご本人も本来ならばこの土地を手放したいと、いう意向でいらっしゃいます。理由についても、記載のとおり、潮が上がって何もできなかったと、そこで、土砂を入れたら半分は石ころで、それを退けなければ何もできない状況であったということをおっしゃっておられたところでもあります。非農地証明というものがありますが、許可になるかどうかは、事務局の一存では出来ませんので、それでも申請される場合は審議の対象となりますよね。というお話をさせていただいたところです。

議長： 今、受付の段階での事務局と本人の経緯を説明頂きましたが。

1 4 番： 農地としての価値と非農地としての価値の違いですね。

1 7 番： 農地としては、最悪のところですよ。

1 4 番： しかし、買う人は農地として買った方がいいかも。

1 番： 買う人も、ここを農地として買う人はいないと思う。

1 4 番： 農地として売れば、二束三文。非農地で何でもできるとなれば少しは価値が上がるだろう。

1 番： 非農地にしとけば、手続きは簡単だろうし。

1 4 番： 本人としては、価値を高めて売りたいということなのかな。

事務局： 事務局には、何も決定権はないのですが、農地か非農地か判断するなかでは、田中委員が先ほどおっしゃった、考え方が一番妥当なのでは、という気がします。

1 1 番： 考え方というか、山の中にある農地も重機を入れれば、農地に戻るわけじゃないですか。しかし、大変だということで非農地を認めている訳ですよ。ここも確かにおっしゃるとおり、石を拾い出せば畑に復旧できるかもしれないです。だけど、現状として田んぼとして利用するには潮が入って出来ないよと、その結果、盛土をしたら、たまたま石が入っていたかもしれないが、畑作としても出来ないよと、いうのであれば、後は周辺との関係ですが、周辺に迷惑を掛けないようであれば、この申請に対しては非農地を認めてあげてもいいのではないかとこの考えです。一概に、竹山であっても重機を入れれば畑に戻るわけですから、ただ、作業性の大変さとか立地条件などを加味して、今までも非農地という証明を出しているわけですから、ここは一等地ですよ、住宅地図で見る以上は、しかし、蓋を開けてみれば農地じゃないよ。ということであれば私は非農地として認めてあげてもいいのでは、という考えです。ただ、周りに迷惑を掛けるとなると、仮にここに家を建てて北側に農地があり、その農地に陽が当たらない、ということになれば別な話ですが。状況判断した時、話しを聞いたりしましたら、周りのすべてそうであれば、近い将来周りも農地パトロールをした結果、通知を出して、管理ができない、となれば、ここはどうしたのか、と聞かれば、非農地証明をもらった。となれば、この一帯はなりそうだと思います。現段階で、周りの農地に迷惑を掛けないのであれば、許可でいいのではないかと思います。

2 番： この周りは、牧草とかは？

1 番： いいえ、ないです。

2 番： であれば、何もできない場所？

1 番： 何も出来ないですね。

5 番： この農振を除外している一角ですが、〇〇の東側から入ったところの西側の一角がそのような状況であれば、一人非農地を認める訳にはいかないだろうから、次から次に非農地証明が出てきたら、認めざるを得ないのではないかと。〇〇の雑種地もあるのであれば一緒なのではないかと。

1 4 番： ある程度、前例があるのだから。そういう拒否も出来ない状況じゃないのかな。本人は非農地の希望をしているし、農地として指定はしているが類似した土地が隣にあるとなれば、〇〇が非農地で雑種地であれば、不許可ということはどうか。

5 番： ここの一角が農振が除外されているのであれば、申請が出てきたときに認めざるを得ないと思うし、農地としては修復できないという考えで。

1 4 番： 農業ができないと、どんな理由でもつけられると思うが、いちいち認めれば、それならここもあそこもとなってしまい、そのようなことが出てくると思う。

1 7 番： だから、その辺りの境を我々が審議しないと、このようなところは私もどうしようもないと、認めざるを得ないと思います。その周りから申請が出たら、全委員で調査するとかしなければ。

1 4 番： 周りから出てくると、ここが出ているから認めざるを得ないでしょう。

5 番： この一角については、そういうことでしょう。

議 長： それでは、いろいろ意見が出ているようですが、来月に皆さんで、次も同じような案件が出てまいります。皆さんで現地調査というか、この〇〇の東側から入った、今の町の雑種地のこの大きな一角ですよ。徳留委員、ここの一角も潮が上がるのですよね。

1 番： 全部は入らないのですが。

議 長： その辺りを確認してみましようか。

1 1 番： 〇〇の裏側の道路で区画された大きな一角がだめなのですか。

1 番： 全部ではないです。

1 1 番： 潮は全部は入らないのですね。

1 番： はい。

議 長： 〇〇の裏側、図面で言うと申請地と書いてあるこの道路の東側まで引いたところまでは、入るということですかね。この道路のところまで浸りませんか。

1 番： はい。この申請地と書いてある道路付近は、膝辺りまで浸ります。

事務局： ○○さんの件に関しては、そのまましておけば良かったのかもしれませんが、土砂を入れてしまった、その石がどうしようもないところですよ。もう、客土をするしかないですよ。

1 4 番： 結局、申請された方の意をくんで、1ヶ月延ばして皆さんで現地調査をしてはどうですか。

1 7 番： 恐らく、この周りの方からも申請が上がってくると思う。

議 長： それでは、採決はいたしません。引き続き継続審議ということでよろしいですか。

議 長： 議案 96 号の受付番号 2 番についても同じところの案件ですので、継続審議ということでよろしいですか。

(はい。の声あり。)

事務局： 補足で1点よろしいでしょうか。この辺り一帯については、平成4年の農業振興地域の見直しで除外されているところがございます。当初の計画が○○建設ということで外されているわけですが、現在の状況となっているところです。面積は12,000㎡程度でございます。

議 長： 次に、議案第96号 受付番号3番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 39ページをお開きください。受付番号3番です。

(議案第96号 受付番号3番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 徳留です。

議 長： 1番、徳留委員。

1 番： 12月14日、先ほどの申請と同じメンバーで現地調査を行いました。現地は、先ほどの3条のところを山手側に入った、○○の南側にあたります。状況は、30年程度前に植林した杉が、台風16号で牛舎の方に倒れたため、今は切株や伐採した杉が放置されていました。牛舎の敷地より法面が1.5m程高く、面積も法面を含め2筆で62㎡と狭く、非農地としては何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： 上の方は山ですか。

1 番： はい、山です。

17番： よろしいですか。

議 長： はい。

17番： ○○さんの娘さんがされている牛舎ですが、台風の後に見に行きましたが、非道状況でした。倒れてきた杉で、牛舎の屋根も破壊されており、その杉を除去するのに相当な金額がかかったと聞いております。このようなところは、非農地として認めてもいいのではないのでしょうか。杉も非常に大きく、現場は竜巻か何かが発生したような状況でした。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 96 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 96 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 96 号 受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 42 ページをお開きください。受付番号 4 番です。

(議案第 96 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： はい。半田です。

議 長： 半田委員。

7 番： 12 月 14 日、事務局 2 名、委員 3 名で現地調査を行いました。現場は○○の○○公民館から 300m 程度、山手に行った道路の上にあります。30 年以上の檜林で、周りも杉林になっており、昔ながらの段々畑のような現地でした。現地は出入り口も不便で、今年の台風で木も倒れており、今後、畑になることは困難ではないかと思われませんが、皆様方の審議をよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。○番、○○の議題でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(〇〇委員 退席)

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 96 号 受付番号 4 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 96 号 受付番号 4 番は許可することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長： 次に、議案第 97 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 45 ページの議案第 97 号の議案書をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 97 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

1 1 番： 田中です。

議 長： 11 番、田中委員。

1 1 番： 26 番からかな、〇〇の〇〇というところですが、この辺りは畑かん込で〇〇円と決まっていたような気がします、いつの間にか上がったのですかね。

事務局： よろしいですか。今回、提出いただいた利用権設定の用紙では、〇〇円というふうに記載されてきておりました。

1 1 番： あの団地は元々、茶畑として開発したところでしたから、〇〇円の統一で決まっていたと思っていたが、私も確認していなかったのが上がったのであれば、ですけれど。

議 長： 畑かんはあるのですか。

1 1 番： あります。それ込みで〇〇円と決まっていたと思ったものですから。

議 長： 設定される方もそれを理解されてのことでしょうか。



議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 97 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 97 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について  
②改正農業委員会法について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 28 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員